

<p>制 度 名</p>	<p>介護保険低所得者利用者負担対策事業</p>	<p>主管課名</p>	<p>健康推進課 地域包括ケア推進室 地域支援・在宅医療 G</p>
		<p>問合せ先</p>	<p>029-301-3332</p>
<p>目的・趣旨</p>	<p>低所得で生計が困難である者について、社会福祉法人等がその社会的役割に鑑み、介護保険サービスに係る利用者負担を軽減することにより、サービスの利用促進を図る。</p>		
<p>〔対象団体〕 市町村</p>			
<p>〔対象事業〕</p>			
<p>1. 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業費補助</p>			
<p>(内容) 障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合の利用者負担軽減措置を講じている市町村に補助。</p>			
<p>(減免の程度) 利用者負担 (1割負担) の全額免除</p>			
<p>(対象サービス) 訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護サービス</p>			
<p>2. 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助</p>			
<p>(内容) 低所得者で特に生計が困難な者及び生活保護受給者に対し、社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行い、それに対し、市町村が支援を行った場合に当該市町村に対し補助。</p>			
<p>(減免の程度) 利用者負担の 1/4 (老齢福祉年金受給者は 1/2) を原則</p>			
<p>(対象サービス) 介護福祉施設サービス、訪問介護等の居宅サービス、夜間対応型訪問介護等の地域密着型サービス及び介護予防訪問介護等の介護予防サービスの利用者負担 (1割負担)、食費・居住費。</p>			
<p>※平成23年4月より、生活保護受給者の個室居住費</p>			
<p>(助成措置の対象額) 社会福祉法人が利用者負担を軽減した総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の 1%を超えた部分の 1/2 の範囲内が助成対象。但し、特別養護老人ホームについては、軽減がない場合の利用者負担収入総額の 10%を超えた部分は、全額公費負担。</p>			
<p>〔経費負担割合〕</p>			
<p>The diagram illustrates the cost burden ratio for the subsidy. It features five main entities: 利用者(低所得) (User/Low Income), 実施主体 市町村 (Implementing Body: City/Town/Village), 社会福祉法人 (Social Welfare Corporation), 県 (Prefecture), and 国 (National Government). <ul style="list-style-type: none"> The 利用者(低所得) pays for the service (サービス利用) and provides a confirmation certificate (確認書) to the 実施主体 市町村. The 実施主体 市町村 provides the service (サービス提供) to the 利用者(低所得) with a 1/4 reduction in fees (利用者負担 1/4 軽減). For elderly welfare pension recipients, the reduction is 1/2 (老齢福祉年金受給者は 1/2 軽減). The 実施主体 市町村 submits an application for fee reduction (減免を行う旨の申出) to the 社会福祉法人. The 社会福祉法人 provides the service (サービス利用) to the 利用者(低所得) and receives a 1/2 subsidy (1/2 助成) from the 国. The 実施主体 市町村 receives a 3/4 subsidy (3/4 補助) from the 県. The 国 provides a 2/3 subsidy (2/3 補助) to the 県. </p>			

区 分	国	県	市町村	その他
介護保険低所得者利用者負担対策事業費	1/2	1/4	1/4	
[令和6年度当初予算額] 4,816 千円	[令和6年度補助対象団体] 団体			
[備考]				